

# 郡上おどり保存活用計画（案）

令和6年5月

郡上おどり運営委員会



### 郡上おどり保存活用計画の策定にあたって

令和4年7月、郡上おどり保存会創立100周年記念式典では、郡上おどりのこれまでの100年を振り返り、これからの100年に活かすことについて郡上おどりを継承する関係者一同で誓いました。同年、明宝・寒水の掛踊とともにユネスコ無形文化遺産に登録され、今後ますます保存継承や普及に向けた取組が期待されています。

しかしながら、近年、地球温暖化や急速なデジタル化の流れなど社会情勢が目まぐるしく変化する中、人口減少や少子高齢化が進み、また、ライフスタイルや価値観の多様化により市民のおどり離れや担い手不足など課題が複雑化しています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、これらの課題が顕在化し、早期の対応が求められています。



このような状況下において、郡上おどりの継承に向けて課題の解消と着実な取組を進めるため、令和6年度から5年間の保存活用計画を新たに策定しました。この計画では5つの基本方針と16の対策、29の取組を掲げており、それぞれの取組には市民の皆様やおどり愛好者からのアイデアを具体例として表示しています。また、この取組が形骸化することのないよう実施団体によるプロジェクトチームを中心にして事業推進を進めます。

基本方針を実現するためには、従来どおりの取組から脱却し、持続可能な体制づくりと取組を推進するために市民の皆様やおどり愛好者のご理解とご協力によるおどり運営が欠かせないものとなっています。本計画を通じて、おどりに関わる方々の交流がより一層深まり、関係者の皆様の誇りや生きがいにつながることを期待しています。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました郡上おどり保存活用計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をくださいました市民の皆様やおどり愛好者の皆様にご心から厚く御礼を申し上げます。

令和6年5月

郡上おどり運営委員会

会長 棚橋 信互



# 目 次

<b>序 章</b>	<b>計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1.	計画策定の背景.....	1
2.	計画策定の目的と構成.....	3
3.	計画の位置づけ.....	3
4.	計画期間.....	4
5.	計画の策定体制.....	4
<b>第 1 章</b>	<b>郡上おどりの概要</b> .....	<b>5</b>
1.	郡上おどりの歴史と変遷.....	5
2.	縁日おどりの由来.....	10
3.	郡上おどりの運営と市内団体の取組.....	13
<b>第 2 章</b>	<b>郡上おどりの現状と課題</b> .....	<b>16</b>
1.	保存活用に向けたこれまでの取組.....	16
2.	保存活用に向けた課題.....	19
<b>第 3 章</b>	<b>保存・活用の基本方針</b> .....	<b>21</b>
1.	目指す姿.....	21
2.	保存・活用に関する方針.....	21
<b>第 4 章</b>	<b>保存・活用に向けた対策・取組</b> .....	<b>23</b>
1.	対策・取組の体系.....	23
2.	対策・取組の内容.....	25
<b>第 5 章</b>	<b>計画の推進体制と進め方</b> .....	<b>37</b>
1.	郡上おどり運営委員会の役割.....	37
2.	各組織の役割.....	38
3.	市民の皆様との連携.....	38
4.	計画の推進体制.....	39



# 1. 計画策定の背景

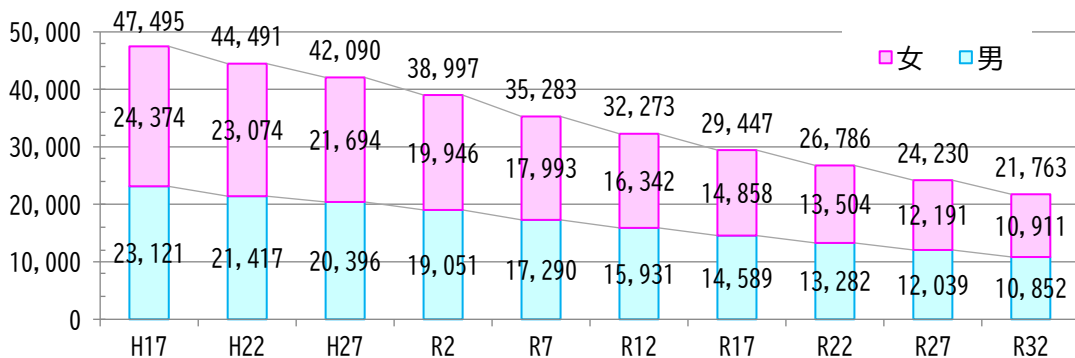
国重要無形民俗文化財に指定されている「郡上踊」は、八幡町市街地の各町内の祭礼や由緒等に由来があり、多くの関係者が運営に携わることで継承されてきました。令和4年11月にはユネスコ無形文化遺産「風流踊」の一つとして登録されるなど今後の保存継承が期待されています。

一方で、近年、人口減少や高齢化が及ぼす社会構造の変化、地球規模で進む気候危機や急速なグローバル化など、多様で複雑な課題への対応が必要とされています。郡上市においても少子高齢化が急速に進み、八幡市街地における子どもの数の減少やライフスタイルの変化等に伴い郡上おどりに対する住民意識の低下、お囃子の担い手不足が進んでいます。特に、踊り屋形の移動などの準備は踊り開催地区が中心で行いますが、人口減少によりその活動ができず開催が危ぶまれている地区もあります。

【令和6年度郡上おどり日程表】

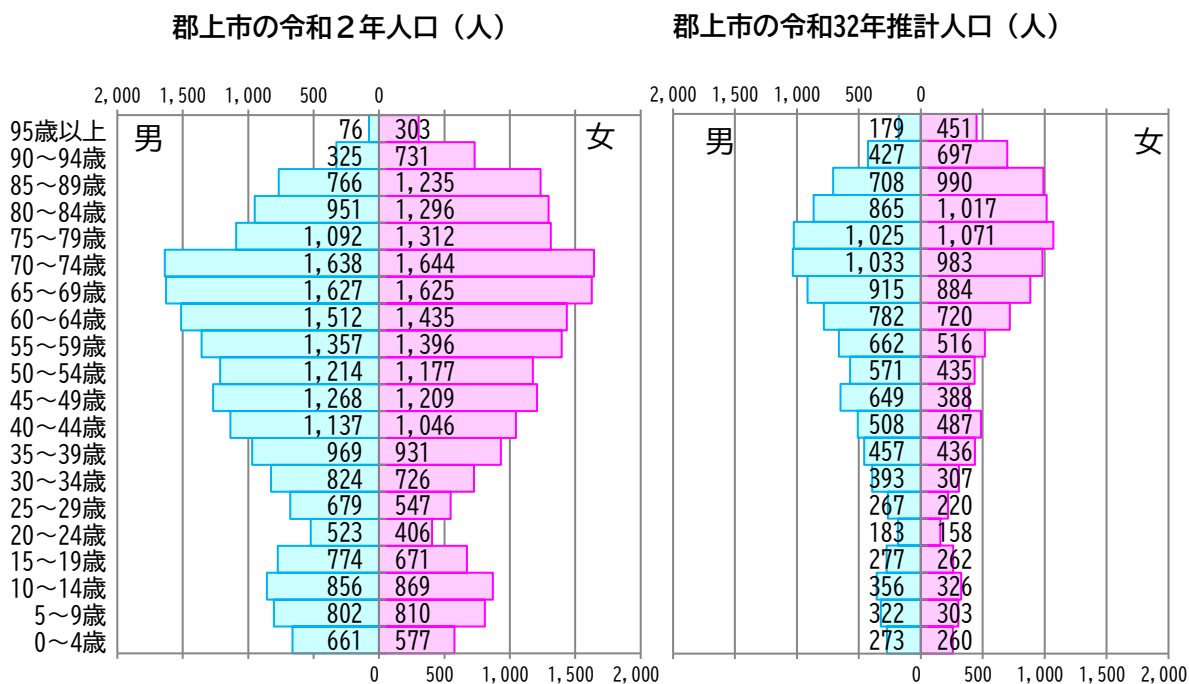
月	日	曜日	会場	縁日おどりの名称
7	13	土	旧庁舎記念館前	おどり発祥祭
	14	日	旧庁舎記念館前	犬啼水神祭
	16	火	上殿町	天王祭
	20	土	旧庁舎記念館前	下柳町神農薬師祭
	21	日	旧庁舎記念館前	常盤電気地藏祭
	27	土	積翠園前	毛付市 赤髭作兵衛慰霊祭
	28	日	城山公園	毛付市 岸劔神社川祭・凌霜隊慰霊祭
	30	火	旧庁舎記念館前	乙姫水神祭
8	1	木	本町	大乘寺三十番神祭（※小中学生おどり発表会）
	2	金	城山公園	山内一豊夫人 千代の夕べ
	3	土	下殿町	およし祭
	4	日	大手町	城山地蔵祭
	5	月	積翠園前	宝曆義民祭
	7	水	本町	洞泉寺弁天七夕祭
	8	木	郡上八幡駅前	越美南線開通記念祭・郡上市人権の夕べ
	9	金	今町	秋葉祭
	10	土	新栄町	恵比須祭（※個人おどりコンクール）
	11	日	下日吉町	秋葉祭・嵐璃橋之丞慰霊祭
	13	火	橋本町～新町	盂蘭盆会
	14	水	新町～橋本町	盂蘭盆会
	15	木	橋本町～新町	盂蘭盆会
	16	金	本町	盂蘭盆会
9	18	日	下愛宕町	十八観音祭
	19	月	立町	日吉神社祖霊祭（※団体おどりコンクール）
	20	火	本町	宗祇水神祭
	24	土	上樹形町	樹形地藏祭
	25	日	八幡神社	小野天神祭
	31	土	新町	商工祭（※(一社)郡上青年会議所 主催コンクール）
	1	日	新町	女性の夕べ
	7	土	新町～今町	おどり納め（屋形おくり提灯行列）

【人口の推移と将来人口推計】

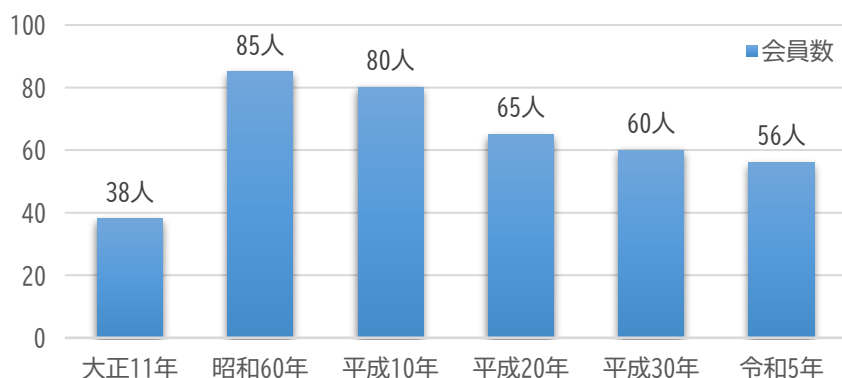


出典) 国立社会保障人口問題研究所データを加工

## 【人口ピラミッドによる令和2年国調人口と令和32年推計人口の比較】



## 【郡上おどり保存会の会員数推移】



郡上おどりは、これまで幾多の難局を乗り越え、脈々と踊り継がれてきましたが、今まさに、時代の転換期に対応せざるを得ない局面を迎えています。

郡上おどり保存会（以下「保存会」という）では、令和4年に創立100周年を迎え、伝統を大切に引き継ぐとともに、新たな時代に適応しながら創造の精神を発揮して郡上おどりを磨き、残していくことが今を生きる我々の使命であることを宣誓しました。その意思を受けて、郡上おどり運営委員会（以下、「運営委員会」という）では、「次の100年」への新たなスタートとして従来の取組をさらに発展させるため、これから10年間の郡上おどりの保存継承に向けた方針や施策を示し、関係者だけでなく市民の皆さんやおどり愛好者と協力して計画的に課題解消に向けた取組を進めるための「郡上おどり保存活用計画（以下、「計画」という）」を策定することを決定しました。



## 2. 計画策定の目的と構成

この計画は、郡上おどりを保存活用するための方針や具体的な取組を示しています。策定した計画を着実に実行することで、郡上おどりを未来へ継承していくとともに地域のさらなる発展・活性化に繋げていくことを目的としています。

また、この計画は、運営委員会が中心になり保存継承と活用に取り組んでいくための基本計画に位置付け、その内容を関係者や市民の皆さん、おどり愛好者と共有しながら課題の解消に向けて協働で取り組みます。

計画では、以下のとおり章ごとにねらいを設定し、計画策定の作業を進めてきました。計画の前半（第1章、第2章）では、計画の方向性を検討するためこれまでの取組や現在の取組、課題等を示し、後半（第3章～第5章）では保存活用に向けた基本方針や具体的な取組例等を示しています。

### 【本計画の構成】

章		内容
第1章	郡上おどりの概要	郡上おどりに関わる歴史や現在の活動、縁日おどりの由来、おどり運営や取組について整理する。
第2章	郡上おどりの現状と課題	保存活用に向けたこれまでの取組と課題を整理する。
第3章	保存・活用の基本方針	保存継承の方針やそのポイントについて整理する。
第4章	保存・活用に向けた対策・取組	保存活用に向けた対策・取組の体系とその内容を取りまとめる。
第5章	計画の推進体制と進め方	計画を推進していくための役割を示す。

## 3. 計画の位置づけ

この計画は、運営委員会による郡上おどりの保存活用に向けた基本計画として、郡上市の基本構想である「第2次郡上市総合計画後期基本計画」の理念を具現化するための計画として位置付けています。また、郡上市が策定している以下の分野別計画と整合・連携した内容にしています。

＜分野別計画＞ 第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
郡上市歴史的風致維持向上計画（第2期）  
郡上市八幡都市計画マスタープラン（第2期）  
郡上市教育振興計画  
郡上市文化財保存活用地域計画  
郡上市景観計画  
郡上市地域防災計画  
八幡地域振興計画

## 4. 計画期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、実施した取組の成果を踏まえて必要に応じて計画を見直すものとします。

## 5. 計画の策定体制

計画策定にあたり、運営委員会内の専門委員会として、令和5年度に「郡上おどり保存活用計画策定委員会（以下、「委員会」という）を新たに設置し、幅広い分野から委員として参画していただきながら策定の実務を行いました。委員は、運営委員会を構成する団体の代表者のほか、後継者育成に取り組む郡上おどり保存会ジュニアクラブ（以下、「ジュニアクラブ」という）、郡上高等学校や一般公募で参加した踊りに関心のある事業者やおどり愛好者で構成され、郡上市（観光課・社会教育課）が中心になり、郡上八幡観光協会（以下、「観光協会」という）、（一財）郡上八幡産業振興公社とともに事務局を務めました。なお、計画策定の前段階として、令和2年度から令和4年度までの3年間設置された「郡上おどり保存会100周年記念事業実行委員会（計画策定部会）において集約されていた計画策定骨子案を参考にしながら、さらに現状の課題と対策・取組について深掘りしながら計画策定を進めてきました。

## 1. 郡上おどりの歴史と変遷

### (1) 郡上おどりの歴史

郡上おどりの発祥や由来は諸説あり、定かではありません。在郷の神社・寺院の祭礼、浄土真宗の念仏踊り、風流踊り、伊勢踊り、盆踊り、各地の民謡等が習合して今日の郡上おどりの原型となったものと思われます。

享保13年(1728)から飛騨国代官であった長谷川忠崇<sup>ただたか</sup>が著した『飛州志』第七巻踏歌に、「<sup>す</sup>木磨歌<sup>るまうた</sup>」として「本土ノ民家於イテ粉オヒク鬻也其時ウタフ歌也、郡上ノ八幡出テ来ルトキ八兩八降ラネトミノ恋シ(按スルニ濃州郡上ニ八幡町アリ飛州ノ隣国タリ)」と、今日の郡上おどりにみられる歌詞につながる歌がみられます。

天保13年(1842)「御回状留帳」では、町人に対する盆中のおどりに関しての規制を確認することができます。7月に「盆中寺社境内其外二而踊候節、男女子供二至迄」とあり、かぶり物、異風姿で踊る者、風俗を乱すものへの取り締まりと、おどり見物に来た者でも同様に吟味し咎を申付けるとの記述があり、武士階級への規制の記述もあります。藩の財政が困難となり、諸制を改革するため公布された文久2年(1862)「諸制改革」では、「盆中踊場所へ御家中未々迄妻子竝召仕等罷越候義八兼テ御法度之義二付堅相心得罷越間敷候己後年々觸之義八相止候間間違無之可被相心得候事」とあり、家中の妻子や家人にも盆におどりにいかぬよう禁じていました。この時期に活発に盆踊りが行われ、町人だけでなく、武士階級も踊りに加わっていたことが推測できます。

幕末には北町の名主が所有していた慶応4年(1868)「留帳」では、盆踊りの記述として7月17日「向町裏盆踊り御座候」、7月19日「今日夜宮裏盆踊り御座候」とあり、盆踊りの存在がみてとれます。

江戸時代から踊られていた盆踊りは、近代になると、明治7年(1874)6月に、岐阜県布達第119号で禁止されました。「旧来村町ニ於テ盆踊ト唱ヘ老幼男女群集不行体ノ所業ヲナシ以ノ外ノ悪習ニ付自今一切不相成トス」とあり、旧来からの盆踊りは悪習のため禁止されました。『郡上郡史』(大正11年(1922))によると、明治7年(1874)の盆踊りを禁ずる布達以降、翌年、禁止令は解かれたが、制約を受けていた中で、七大縁日は毎年の恒例として行っていました。

大正期になると郡上おどり復活の機運が高まってきます。大正3年(1913)に郡役所が殿町に開設された記念に、長唄「花のみよし野」が発表されました。「花のみよし野」は発表後、公の催事で唄い継がれてきたといえます。おどりは変容しながら、後に「かわさき」となり、また、歌詩は「まつさか」の郡上名所案内として今も唄われています。

## (2) 郡上おどり保存会の設立と活動

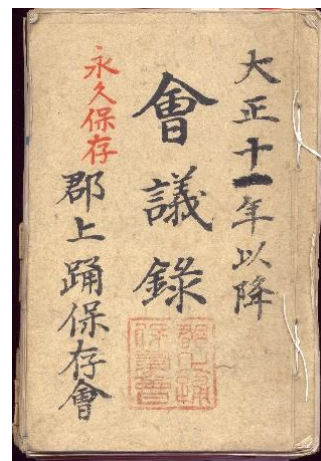
郡上おどりの歴史の中で、近代の郡上おどり保存会（以下、保存会）の存在は、現在の郡上おどりの礎を築いたものとして非常に意義深いものがあります。

保存会は大正 11 年、郡上おどりの継承と発展を目的として組織されました。昭和戦前期の活動をみると、昭和 4 年（1929）、保存会が東京松坂屋で公演したことを皮切りに全国への普及が始まりました。また、曲や歌詞、囃子方や踊りの形態を整え踊り会場での普及啓発にも取り組んでいます。昭和 8 年（1933）7 月 14 日保存会役員会の記録では「懸賞変装協議会ノ件」として、お盆の 3 日間の深夜に変装を公募し、審査を行っています。当時はかぶり物や異形の姿については風紀を乱すものとして取締の対象となっていました。郡上おどりを健全な盆踊りとして確立する中で、公式に「変装」を取り入れ、後に「変装踊りコンクール」として日程に位置付けられ、令和元年度（2019）まで継続して商工会主催で行われました。その他普及啓発活動として、昭和 35 年（1960）頃から踊り審査を行い、免許状を交付しています。また、小物の販売も行っており、大正期から郡上おどりに必須な小物として手拭が、また昭和 29 年（1954）頃からうちわも販売されるようになりました。

おどり日程は、大正 12 年（1923）は 12 夜、同 27 年（1952）は 26 夜、町指定重要無形民俗文化財となった昭和 30 年（1955）は 30 夜、同 36 年（1961）はおどり発祥祭からはじまる 32 夜とされており、盂蘭盆会を徹夜おどりにしたのは大正 14 年（1925）以降でした。戦時中では、踊り期間が 3 日間で夜 11 時迄、場所は橋本町と本町になり、終戦の翌年である昭和 21 年には 22 夜踊られました。

おどり運営では、保存会創立後、その経費の確保が課題であり、当初は自費の持ち出しや篤志寄付に頼っていましたが、その後町費補助金と企業や料理屋等の寄付金を合わせて活動を行いました。昭和 8 年（1933）から町へ運営機能を移管し、補助金や寄付金は戦時中の同 15 年（1940）頃まで持続されましたが、それ以後は縁日おどりだけでなく盆踊りも中止されたため活動がありませんでした。

昭和 25 年（1950）には、「郡上八幡納涼博覧会」の開催を機に正調郡上おどりの指導を行いました。また縁日おどりでは、各社寺や各町内へ整然としたおどりが行われるように依頼をして責任者の選出などの協力を得ながら運営を行いました。さらに県内外へは新聞社等への宣伝と公演に奔走しました。



【大正 11 年郡上踊保存会會議録】



【郡上踊変装懸賞募集】



【昭和 50 年代 変装踊り】



【踊り免許状】



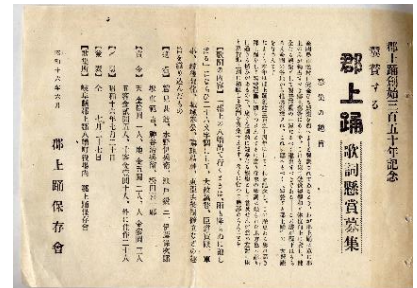
【手ぬぐいやうちわ】



昭和 27 年（1952）には、「郡上八幡商工観光協会」が設立され、昭和 44 年（1969）には、郡上おどりをより全町的なものとし、その文化性を高め安全性の確保等を期するために「郡上おどり運営委員会」が設立され、踊りの育成発展と運営の円滑化を図ることになりました。

### （3）演奏曲の変遷

保存会の活動の中から曲や歌詞にまつわる取組をみると、「大正十四年度以降保存会活動史」によれば、宣伝ビラの全文におどりは「川崎、三百、猫の子、ヤッチク、松坂、甚句、サワギ」の 7 種に限定し、ワイセツな歌詞を禁止し、風俗を乱さぬように注意喚起している記録があります。昭和 11 年（1936）には「げんげんばらばら」と「さば」の 2 種を追加しています。昭和 15 年（1940）、同 16 年（1941）には新しい歌詞を募集し、新作郡上節を発表しています。昭和 24 年（1949）には「さば」を「春駒」に曲名を改称しています。昭和 30 年（1955）にも八幡町合併を記念して歌詞を募集しています。



【昭和 16 年郡上踊 歌詞募集チラシ】

### （4）おどり屋形と囃子方の変遷

おどり屋形には唄を歌う音頭取りと、鳴り物を演奏する囃子方が座しています。おどり屋形は、大正 12 年（1923）に造られましたが、昭和に入り紛失したといわれています。おどり屋形は、その後、昭和 24 年（1949）、同 28 年（1953）、同 48 年（1973）に新調されており、現在のおどり屋形は移動用に土台下部に車輪が付けられ、マイクやスピーカーを内蔵しています。



【おどり屋形の音頭取りと囃子方】

昭和初期の様子をみると、おどり屋形に座している囃子方は輪の中心におらず、昭和 6 年（1931）5 月 21 日、東久邇宮殿下が徴兵署視察のため八幡町に来町した際、郡上おどりを愛宕公園にて披露した際の予行練習では、太鼓と三味線と唄い手が輪の中心にいます。昭和 10 年（1935）11 月 15 日～21 日に名古屋松坂屋で開催された「中部六県酒類品評会余興」では、太鼓 1 人、三味線 2 人、笛 1 人とあり、昭和 10 年（1935）頃には、囃子方が整備されたと考えられます。現在は、音頭取りは 5～10 人程度、大太鼓・小太鼓が各 1 台、笛は 1 本、三味線は 3 丁で演奏されています。曲目によって鳴り物なしで、語り物口説きの音頭で踊られるものもあります。



【昭和 6 年 東久邇宮 郡上踊台覧 予行演習 於 愛宕公園】

おどり手の形態は、昭和初期には輪おどりの中心に屋形は見られませんが、昭和 6 年頃から踊り屋形を中心にして踊り手が輪をつくるようになり、その後、広場では幾重にも輪を重ねますが、通りで行われる場合は、通りの幅員により 2～3 重

曲目	鳴り物	進行方向
古調かわさき	なし	半時計回り
かわさき	太鼓、笛、三味線	時計回り
春駒	太鼓、笛、三味線	時計回り
三百踊	太鼓、笛、三味線	時計回り
やっちく	太鼓	時計回り
げんげんばらばら	太鼓	半時計回り
さわぎ	なし	時計回り
猫の子	なし	時計回り
甚句	なし	時計回り
まつさか	なし (拍子木)	時計回り

【曲目と囃子方の鳴り物、おどりの進行方向】

で輪を形成するようになりました。おどり手が多い場合は、輪が伸びていき、おどりの輪は屋形の置かれた場所により、2方向から最大で4方向となります。徹夜おどりでおどり手が多く、輪が広範囲に広がる場所では、通りにもスピーカーが設置されています。

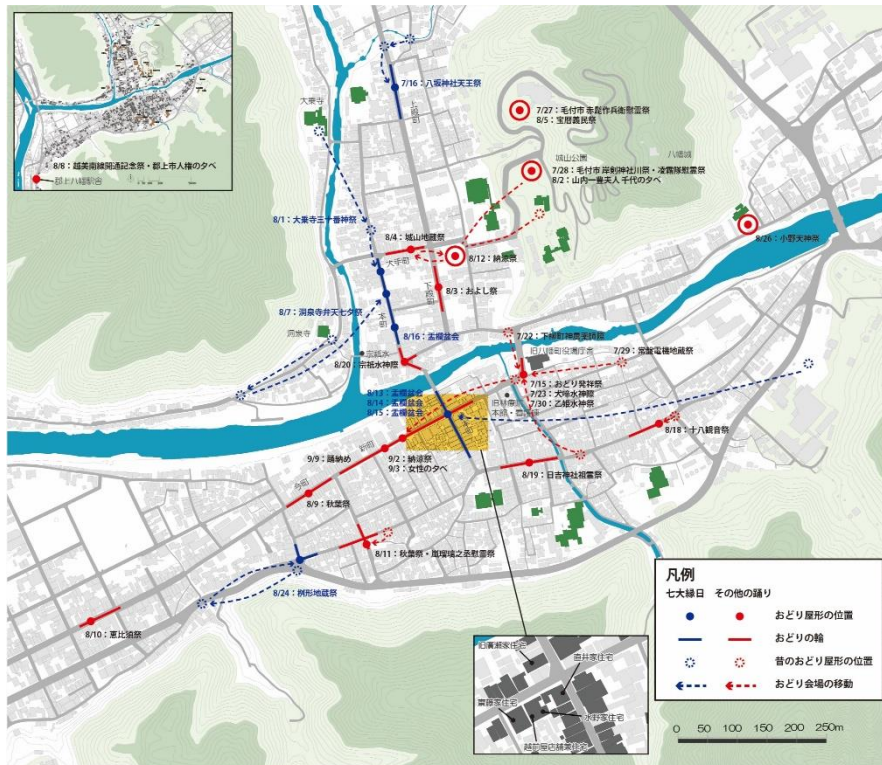


【昭和期 新町・橋本町】

踊り手の仕度はそれぞれで異なりますが、主に下駄ばきです。語り物口説きの音頭で踊られるものあり、甚句で踊られるものあり、また、きびきびとした手振りですり早いテンポで踊るものもあれば、ゆっくりとしたリズムのものもありますが、概して下駄を踏みならす点に特徴があります。更に音頭に対して踊り手が返し歌をしたり、囃子言葉で応じたりするなど、全体として多様性に富んだ内容豊富な盆踊りです。

## (5) おどり会場の変遷

縁日のおどり会場の移動については、八坂神社天王祭は、かつては八坂神社境内から惣門橋までの細い道を会場としていましたが、その後、上殿町の通りに移動しています。大乗寺三十番神祭は大乗寺境内でしたが、その後、鍛冶屋町、更に本町に移動しています。洞泉寺弁天七夕祭は洞泉寺境内でしたが、昭和20年代から延命地蔵尊前の通りに移し、その後は本町の通りに移し



【踊り会場の移動】

ています。盂蘭盆会は橋本町と新町でしたが、一部が昭和10～12年(1935～1937)に愛宕公園、次に安養寺境内、そしてまた新町・橋本町、本町におどり会場を移動しています。地蔵盆は上榎形町の榎形地蔵堂前でしたが、昭和20年代後半に一時、下榎形町の延命地蔵様前で踊り、その後また現在地に戻っています。このように、盂蘭盆会を除く各社の縁日はそれぞれの境内や社の前で踊られていましたが、その後、幅員の広い通りに移動しています。こうした移動はおどり会場を受け持つ地区会の人員や、おどり客の増加による踊り会場の確保、安全性などが背景にあったと思われます。また、当時は雨天時におどりが中止になることもあったことから、急遽町民体育館でおどりを開催することもありました。

おどり会場となる町並みと郡上おどりは、住民たちにより現代まで受け継がれてきたもので、郡上八幡の夏の風景になっています。



## (6) コロナ禍の郡上おどり

令和2年(2020)に新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、その猛威は郡上おどりにも例外なく影響を与えました。令和2年(2020)、同3年(2021)の通常開催は中止となり、オンライン配信での放送をもって、全国へ郡上おどりを届ける形となりました。令和4年(2022)には、日程・時間を短縮し、本来30数夜開催であるところを17夜開催に変更し、3年ぶりに市街地でのおどりを開催しました。また、徹夜おどりは本来20時から翌午前4時または5時までのところを翌午前1時までとし、時間を短縮して行いました。開催日当日は、おどり会場の入口に受付を設置し、参加者の検温・消毒・入場シールの配布を行い、会場へ入場するよう案内をしました。また、おどりの輪の中にも密集を避けるよう案内をしたプラカードを持ったスタッフを配置し、ソーシャルディスタンスの確保やマスク着用の推奨等と呼び掛けました。おどり屋形で演奏をする囃子方についても、簡易な検査キットで検査を行うなど感染症対策を行いました。

令和5年(2023)は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが第5類感染症に移行されたことから、4年ぶりの通常日程で開催しました。感染症対策に関しては、受付での検温・消毒・入場シール配布等は行わずマスクの着用も任意としました。



【オンライン配信の様子】



【コロナ禍での開催(令和4年)】

## 2. 縁日おどりの由来

縁日おどりでは、地区が祭礼や供養を毎年定例的に催す日にその催事が賑やかに行われるよう踊りを立てて郡上おどりを催しています。中でも幕末の頃から行われていた縁日おどりは「七大縁日」と呼ばれ、7月16日八坂神社天王祭、8月1日大乘寺三十番神祭、8月7日洞泉寺弁天七夕祭、8月14日～16日盂蘭盆会、8月24日の榊形地藏祭です。その後、年を経るにしたがって各町内の縁日にちなんで逐次増加されてきました。これらの縁日おどりでは、それぞれの特色を活かした工作物が飾られ夕涼みとおどりをかねての楽しい夏の風物詩となっています。縁日おどりにおどり屋形が出るようになってからは、各町内におけるおどり会場も多くの踊り客で賑わっています。



【八坂神社天王祭】



【大乘寺三十番神祭】



【洞泉寺弁天七夕祭】



【盂蘭盆会】



【榊形地藏祭】

### 【各縁日おどりの由来】

天王祭 ＜八坂神社／上ヶ洞＞	八幡城第三代城主・遠藤常友の時代。天主台の北方、鬼門よけとして素戔鳴尊を祭る。明暦2年（1656）の創立。 ◆牛頭（ごず）天王御社殿：武運長久諸病悉除祈所。京都・八坂神社の祇園社にも祭られている。明和2年（1765）山上の社殿を現在地に移し、村内一同の氏神として尊ばれ、毎年7月16日が例祭日であった。
三十番神祭 ＜大乘寺／向山＞	郡上唯一の日蓮宗・日蓮大菩薩をはじめ、大黒天など三十番神を安置。慶長八年（1603）領主・遠藤慶隆が帰依され、鬼子母尊天像を下し賜い、祈祷所が建立された。享保15年（1730）堂宇焼失の際にも、この尊像だけは災害をまぬがれた靈験あらたかなもので、伝教大師の御作といわれている。また後の城主青山家、家中各家の菩提寺として、青山家ゆかりの寺宝等が所蔵されている。毎年8月1日には、祈祷大祭（特別秘法加持）がある。
弁天七夕祭 ＜洞泉寺／尾崎＞	領主・遠藤慶隆を願主として、慶長年間（1610年頃）浄土宗の寺院を建立し、聖徳太子の御作と云われる阿弥陀仏を安置。弁天堂には大仏の中に弁財天を祭られた。青山城主も菩提祈願所として代々崇敬されてきた。明治6年の火事と大正8年の北町大火災により、本堂をはじめ寺宝や堂宇を焼失したが、御本尊（秘仏）は奇跡的に災禍を免れ、その後再建された。
盂蘭盆会 ＜橋本町・新町・本町＞	お盆の精霊祭。祖先の御霊を迎えて供物を供え、ご冥福をお祈りする。毎年8月13、14、15、16日の4夜、徹夜で踊り明かす。戦時中は15日一夜だけ催され、終戦の年も戦没者の慰霊供養を行い、涙して願蓮寺境内で踊り明かした。昔は音頭の取り合いで踊りの輪をつくり、服装は浴衣、手拭い、下駄で揃えた。



<p>地蔵祭（裏盆） ＜上榎形町＞</p>	<p>孟蘭盆精霊祭の終り、20日、24日、27日など地方で異なる。 ◆延命地蔵尊：安政5年（1858）コレラの病魔を防ぐため、八幡の関門である榎形に、悪疫退散祈願として有志で建立した。 ◆南無阿弥陀仏の碑：郡上藩の刑場であった穀見河原の供養碑。嘉永3年（1850）建立のもの。廃止後、延命地蔵へ移した。 ◆日蓮大菩薩の碑：文政10年（1827）宗祖550年の御遠忌に、穀見の上野に建てられたが、悪路で回向に事欠くため西武洞の入口に移し、さらに現在地へ移動された。</p>
<p>神農薬師祭 ＜下柳町＞</p>	<p>神農氏は中国の伝説の帝王。民に耕作を教え、百草をなめて医薬をつくる。その功德を広める信者が諸国をまわった。天明元年（1781）明方の豪農・治左衛門家の世話になった伝道者が、そのお礼に薬師如来像を贈った。昭和4年7月に、八幡の小坂ヶ保岐の岩屋に祠（ほこら）を設けて祀り、神農講の人たちによって代々伝えられてきた。毎年7月第3土曜日を祭礼日と定める。</p>
<p>電気地蔵祭 ＜常盤町＞</p>	<p>吉田川の三角岩の淵に川の主がいて、水遊びの子を引き込んだ。文化7年（1810）7月、青山藩の重臣・佐藤将監が岩の上に水難よけの地蔵を祭ってから水死者もなくなった。明治26年8月の大洪水で水没したが、後年、沿岸工事中に発見され、有志により中部電力前に祠を建てて祭られた。</p>
<p>毛付市・赤髭作兵衛祭 ＜城山公園＞</p>	<p>毛付市は、天正年間（1582年頃）領主・遠藤慶隆が畜産奨励と軍馬徴発のために興し、毎年、城下に郡内の馬を集め、必要頭数を確保したあとは、毛付市（他領の馬買人や露店・見世物小屋）で売買された。赤髭作兵衛は、寛文7年（1667）遠藤家第三代の常友が城を修理する際に集められた人夫で、力量が特にすぐれ全身赤毛の大男であった。川原から大石を2つも運び上げ、奉行の村上貞右衛門に激賞され、感激のあまり卒倒したという。昭和8年に天主閣を造るとき、作兵衛の忠誠心を顕彰するため、天主の入口付近に赤髭明神の碑が安置されたものである。</p>
<p>岸剣社川祭・凌霜祭 ＜城山公園＞</p>	<p>岸剣神社は、明方筋の大洪水により流出し、気良の神流岩から宮ヶ瀬の懸り岩にかかった宝剣を、領主・遠藤慶隆が、本町の川岸に社殿を建てて祭ったといわれ、時は慶長19年（1614）のこと。その後、八幡城本丸跡に移されている。縁日には、宮ヶ瀬の懸り岩に注連縄（しめなわ）を張り明りをつけて祭られる。郡上藩凌霜隊は、幕末維新で勤王が佐幕かに諸国がゆれ動くとき、君恩に謝し郡上藩を思う「道は一筋なり」の真心で決起した。会津の白虎隊と共に苦戦をなめ、降伏後は罪人扱いを受ける、という時代の悲劇であった。霜を凌ぎ美しく咲く菊の花のように強固な意志をもって苦難を乗り越えることのとえ、「凌霜」の心が郡上人の精神的特徴とされる。城山公園に「凌霜隊の碑」があり、松の丸には「凌霜の森・顕彰碑」がある。</p>
<p>乙姫水神祭 ＜川原町・下愛宕町、立町、山本町＞</p>	<p>乙姫町から溪谷に沿って乙姫滝の落ち口まで上ると、そこには石の祠に納められた小さな水神が祀られている。これが「乙姫水神」である。「日照りしたとて乙姫様の滝の白糸切れはせぬ」と郡上節（春駒）にも歌われているように、水源からは豊富な水が湧き出ている。かつては、地域の大切な生活用水として利用され、山を越えた安久田の里もこの水を求めてきたといわれる。乙姫水神はこうした水に対する地域住民の敬意の念から祀られたものであり、その想いは現在も乙姫水神会として地元住民に受け継がれている。</p>
<p>およし祭 ＜下殿町＞</p>	<p>慶長5年（1600）、遠藤慶隆が郡上藩主として故領へ復帰した。当時、八幡城の合戦などを経て城の大修理が必要となり、その用材は神路村から切り出されていた。又、崩れ落ちた石垣積みの大修理は急斜面での工事で困難を極めた。この時、神路村の百姓吉兵衛の一人娘およしも進んで用材運びに加わり、人々に勇気を与えた上、遂に自分の身を捧げて城を守ろうと心を定め、「人柱」となって地中に入った。故き年17才の美しい乙女の魂が城を永えに守り抜いた、という悲しくも美しい伝説である。善光寺の先住が「守城院釈芳澄大姉」の法名で境内に安置された。後年、城内の桜之丸に「およし地蔵堂」が建てられた。</p>
<p>城山地蔵尊祭 ＜大手町＞</p>	<p>八幡城二之丸跡に祭られる六体地蔵尊は、元は北濃の長滝にあり、城山や近辺の守護として勧請し、現在地へ移された。明治25年のことである。また、これらの地蔵尊の隣には、地蔵菩薩が祀られており、多くの人々の信仰と参拝を受けている。親に先立ち亡くなった子供が、三途の川の手前にある賽の河原で小石を積み続けても鬼が次々と壊していく。この報われぬ苦行から子どもを救済して、成仏させてやるのが地蔵菩薩であるとされる。</p>

<p>宝暦義民祭 〈城山公園〉</p>	<p>八幡城第 12 代城主・金森頼錦は、江戸幕府の奏者番を勤め、家臣たちは江戸への仕送りのため本藩の財政窮乏に直面する。宝暦 4 年（1754）農民からの年貢を定免法から検見取法へ切り替え、その他の税も増徴した。これらに対して一揆の動きが高まり、蔵屋敷へ 2 千余人（むしろ旗・竹やり）、那留ヶ野（傘連判状）、国表から江戸藩邸へ、幕府へ直訴、老中へ籠訴、箱訴（評定所前・目安箱）。足かけ 5 年に及ぶ百姓一揆の末、幕府の裁断により金森家は断絶・改易となり、重臣や百姓達も厳罰に処せられた。団結心の偉大さをみる。傘連判状は百姓代表 51 名が署名して決死、目的遂行の心証を固め合ったもので、前後上下がわからぬよう円形に書かれている。遠い先達の苦闘と不屈の精神は誠に奇特で気高く、郡上義民を崇め顕彰するために、昭和 41 年に城山公園に「傘連判状の碑」が建立された。</p>
<p>秋葉祭 〈今町・日吉町〉</p>	<p>秋葉様は、火伏の神として信仰され、古くから仏教と結びついた神社で、遠州（静岡県）にある秋葉神社は、祭神を「ホノカグツチノカミ」と言い、ここの防火祭りは有名である。城山の郡上威徳堂には、明治 14 年、郡内の戸長たちが相談して、その御分神をいただき祭られている。この分社から、八幡の町内には祠を設けて防火の神を尊び祭るところができた。</p>
<p>恵比須祭 〈新栄町〉</p>	<p>昭和 26 年、八幡町の玄関であるこの町に踊りを立てようと町内で話し合い、家内安全と商売繁盛を願って恵比須・大黒を祭ることになった。恵比須神と大黒天の尊像は、島根県の出雲大社における入魂祈願を経て、町内の中ほどに祠を設け、開眼の式を行って安置されたものである。</p>
<p>宗祇水神祭 〈本町〉</p>	<p>文明 3 年（1471）正月、連歌師の飯尾宗祇が、篠脇城にいる東常縁に古今伝授を受けようとして訪れた。古今伝授 20 巻のほか、古典から百人一首まで受講した。栗巢の妙見神社や那比の新宮で歌を詠みあう。小駄良川と吉田川の合流点付近に庵（宗祇庵）を編み、歌学に励む。文明 5 年の春、京都へ帰る宗祇を常縁がこの辺りまで見送ったとされる。</p>
<p>天神祭 〈小野神社／小野〉</p>	<p>八幡神社の創建は承久 2 年（1220）、約 800 年前とされ、正夢の鷲の羽根を長良川で拾い、その羽根に「八幡」の字が表われ、これこそ神のお告げとその羽根をご神体とし、現城山頂に祠を建て八幡宮と名付けた。永禄 2 年（1559）遠藤盛数が山頂に築城するため同社を山麓の現在地に移した。歴代城主の崇敬は厚く、一般の信仰名声は四方に高く、以後、付近一帯を「八幡」と呼び、現在の八幡町の起源とされる。小野天満宮に祭られる菅原道真像の霊石御神体は、元文 5 年（1740）の夏、自領の越前国大野郡の真名川で発見されたもので、信仰心の篤い金森頼錦はこれを珍重した。この御影石には黒く鮮やかに衣冠束帯で梅の一枝を持つ菅公のお姿が現れている。翌年 8 月に城下へ迎え、八幡宮の近くに社堂を建てて祭られた。現在は八幡神社とともに祭られている。</p>
<p>日吉神社祖霊祭 〈立町〉</p>	<p>祭神は、大山咋神（おおやまくいのかみ）という。篠脇城の東益之が土岐氏の郡上侵入を食い止めたのち、東殿山に赤谷山城を築き、現在の地に祠を建てたのが始まりと言われている。 遠藤慶隆は、天正年間（1585 年頃）に、安久田村から「山王御神」を迎えて合祀し、八幡城下の吉田川以南の守護神として社殿を設け、大宮山王と名付けた。昭和 42 年の火災で拝殿は焼失したが、翌年再建されて、毎年 8 月 19 日には祖霊祭が行われる。</p>
<p>犬啼水神祭 〈常盤町〉</p>	<p>万延 2 年（1861）の夏、連日の猛暑のために病人が続出した際に、寺畑村の古田栄左衛門は天然氷を提供して多くの人々を救ったといわれる。そして氷田圃の製氷を考え、整地中に現われた男女一対の石像を「犬啼水神」として祭った。のちに明治 27 年の集中豪雨で流失したが、昭和 37 年の上水道工事で再発見され、現在は旧八幡町役場前に安置されている。</p>
<p>山内一豊夫人千代の夕べ 〈城山公園〉</p>	<p>土佐藩主山内一豊の夫人の千代が、郡上藩主遠藤盛数の娘であることが複数の系図から明らかになり、これを契機として千代の功を顕彰するために、平成 8 年から千代の夕べとして供養を行い踊りが立てられている。城山公園には寄進により「山内一豊と千代の像」が建立されている。</p>

### 3. 郡上おどりの運営と市内団体の取組

#### (1) 郡上おどりの運営について

昭和44年に運営委員会が設立された後、しばらくは八幡町が中心になっておどり運営を進めましたが、その後、運営委員会内に総務委員会が設置され、現在では市内関係機関が連携して郡上市（観光課）や観光協会、（一財）郡上八幡産業振興公社が事務局となり保存会、自治会、商工会、関係団体等によって構成されています。

郡上おどりの日程や開催内容は、郡上おどり期間が終了した後、運営委員会内に設置されている総務委員会でシーズン中の課題の整理、課題を解消するための取組をまとめ、次年度の開催に向けた協議を行っています。課題を整理するため様々な調整事項について以下のとおり各種団体と協議を行っています。

- 交通規制の範囲や時間、屋形曳き等のおどり運営については、関係地区長・会場管理者と協議を行い決定
- 屋形設置の位置やその他会場設営に伴う音響機器の設置については、郡上おどり音響運営協会と協議
- おどり会場内やその付近の防犯・雑踏や交通対策については、郡上市交通安全協会八幡支部の協力を得ながら警察署と協議
- 防災や緊急時の対応については、徹夜おどりを中心として郡上市消防団八幡方面隊の協力を得ながら消防署と協議（露天商に関する出店協議は商工会八幡支部や出店を希望する団体等と事前の打ち合わせを行い事務局による各種申請・届出の手続きを行う）
- 青少年の防犯対策については、郡上市青少年育成推進委員会が中心となり踊り会場付近の巡回を実施
- 郡上おどりの普及を目的とした観光振興や商工振興策については、観光協会や（一財）郡上八幡産業振興公社、商工会と協議
- おどりシーズン中のお囃子の演奏や後継者育成については、保存会やジュニアクラブと協議
- 生涯学習を目的とした郡上おどりの普及については、おどり前座や活動継続に向けておはやしクラブと協議
- 学校教育については、市内小中学校で愛郷心を醸成するため児童・生徒に踊り指導の実施

## (2) 各団体の取組について

### ①郡上おどり保存会

令和5年時点で会員数53名であり、その目的は、正調郡上おどりの保存育成に努め、郷土芸能の振興を図り、その名声を高めて、郡上市の向上発展に寄与することとされています。主な事業は、国重要無形民俗文化財の保持と育成強化、郡上おどりの実施、郡上おどりの指導及び出張公演、会員の技術向上のための講習会であり、部会及び委員会（囃子部、おどり部、青年部、女性部、管理部、出張公演実行委員会、免許状委員会、収益事業実行委員会）を設置して事業を実施しています。特に、会員の技術向上や後継者育成のため10月～12月、2月～6月に月4回程度の定期練習行っています。また、会員向けの育成活動だけではなく、ジュニアクラブや生涯学習講座での指導や郷土愛を育むための学校での指導など多方面でその目的を達成するために活動しています。また、踊り期間前には一般おどり講習会を開催し、市内外を問わず多くの踊りファンに向けて正調郡上おどりの普及に努めています。

出張公演では、郡上おどり in 青山、郡上おどり in 京都など郡上市の施策と連携した取組への参加や外部事業者からの出演依頼に基づく出張公演による交流活動を実施しています。

郡上おどり期間中は、運営委員会と協力して踊りを円滑に運営するための会場整理や免許状の交付等を実施している。また、おどり屋形の維持修繕のための管理を行っています。

### ②郡上おどり保存会ジュニアクラブ

郡上市総合文化センター竣工式において保存会の演奏で地元の小学生によるおどりの披露を契機に、昭和62年に後継者育成を目的として有志によりジュニアクラブを結成しました。現在では保存会による稽古が行われており、会員は13名で定期練習は4月から7月、9月から3月の毎週土曜日に行っています。主な活動は市外行事での踊り・お囃子の披露、市内での郡上おどり前座や子どもおどりの夕べ等でのお囃子披露、個人・団体おどりコンクール・小中学校おどり発表会等に参加しています。



【ジュニアクラブによる披露】

### ③郡上おどりおはやしクラブ

平成3年、郡上おどり400年祭で、当時の生活様式の変化やコミュニティ意識の希薄化による担い手の減少対策のため八幡町内の9つの全公民館におはやしクラブが結成されました。特に、縁日おどりの前座は毎回当番で郡上おどり保存会ジュニアクラブや各地区のお囃子クラブが担っており、日ごろの練習成果を発表する場にもなっています。毎年、おどりシーズン前にはおはやしクラブの連絡調整を行う郡上八幡おはやしクラブ連合会が活動状況や前座に向けた出演調整を行っています。現在では、八幡、川合、相生、小野、口明方地区のおはやしクラブが活動しています。



【おはやしクラブによる披露】

【現在活動しているおはやしクラブ】

<p>八幡 おはやしクラブ</p>	<p>会員数は 26 名で、9 月から翌年 7 月までの間で毎週 1 回の定期練習を行っている。主な活動は郡上おどり前座出演や市外（輪之内町、愛知県扶桑町等）への出張公演によるお囃子披露を行っている。その他中国やカナダへの出張公演や八幡中学校選択授業でのお囃子指導を行っている。また、令和 2 年におはやしクラブ設立 25 周年を記念して会員や関係者からの寄稿文等によりこれまでの取組を振り返り、これからの活動に繋げる「まるっと 25 年」を発行している。</p>
<p>川合 おはやしクラブ</p>	<p>会員数は 6 名で、週 1 回金曜日に定期練習を行っている。主な活動は、他クラブと連携しておどり前座出演、市外（岐阜市、関市）への出張公演によるお囃子披露を行っている。クラブでは屋形、音響機材を所有しており、出張公演時に依頼があればクラブ会員が持参してお囃子披露を行う。</p>
<p>相生 おはやしクラブ</p>	<p>会員数は 10 名で、5 月から 8 月までの間で月 2 回（8 月は週 1 回）の定期練習を行っている。主な活動は「相生駅前おどり（8 月中旬）」でのお囃子出演を行っている。</p>
<p>小野 おはやしクラブ</p>	<p>会員数は 7 名で、月 2 回の定期練習を行っている。主な活動は郡上おどり前座出演や市内事業所への出張公演によるお囃子披露を行う。会員数が不足する場合は、他クラブと合同で活動を行っている。</p>
<p>口明方 おはやしクラブ</p>	<p>会員数は 10 名で、9 月から翌年 7 月までの間で隔週ごとの定期練習を行っている。近年、他クラブ会員が減少している場合に合同で練習するなどクラブ間の連携を行いながら工夫して練習している。主な活動は、郡上おどり前座出演や「口明方盆踊りの夕べ（8 月上旬）」でのお囃子出演である。</p>



### 1. 保存活用に向けたこれまでの取組

#### (1) おどりの魅力発信と交流活動

郡上おどりを通じた都市部との交流事業として、平成元年、大銀座祭に出演し、輪おどりを初披露しました。平成6年には、青山外苑前商店街振興組合（東京都港区）の主催で郡上おどり in 青山を開催、また、平成20年には京都岐阜県人会の主催で郡上おどり in 京都を開催しています。その他おどり愛好団体等からの依頼により保存会やおはやしクラブが出張公演を行い、全国各地でおどりを通じた交流活動を行っています。



【郡上おどり in 青山】

海外でも現地関係者の協力により郡上おどりを開催しており、平成2年に「ロサンゼルスフェスティバル（アメリカ）」、平成19年に「北京国際旅游文化節（中国）」、平成20年に「郡上おどり in トロント（カナダ）」、平成25年に「郡上おどり in 台湾」、平成27年に「ホノルルフェスティバル（ハワイ）」を開催しています。

コロナ禍では、おどりの中止を余儀なくされましたが、踊りの魅力発信としてオンラインによるライブ配信を実施し、その後も引き続きSNSを利用した情報発信を行っています。

令和4年11月、これまでの様々な普及宣伝活動等が評価され、郡上おどりや明宝・寒水の掛踊を含む全国41の風流踊がユネスコ無形文化遺産に登録され、県と連携した記念セレモニーを実施しました。翌5年には「ユネスコ無形文化遺産登録記念 郡上おどり in トロント（カナダ）」を開催し、多くの参加者とおどりによる交流を深めることができました。

#### 【近年の郡上おどりの魅力発信と交流活動】

昭和45年	万国博覧会（大阪）に岐阜県代表として出演
昭和48年	東海郷土芸能大会（名古屋市）に出演
昭和51年	全国農業祭（明治神宮外苑）で郡上おどり披露
昭和52年	第1回日本民謡まつり（東京国立劇場）に出演
昭和53年	岐阜日日賞を受賞
昭和59年	NHKふる里競演会（岐阜市民会館）に出演
昭和63年	ぎふ中部未来博（岐阜市）に出演
平成元年	名古屋デザイン博中部ウィーク岐阜県の日
	に郡上おどりを披露
	横浜博覧会岐阜県の日
	に東海地区代表として郡上おどりを披露
	大銀座祭に出演し、輪おどりを初披露
平成2年	ロサンゼルスフェスティバルに、郡上おどり400年祭のプレイバントとして参加し、海外で初公演
平成3年	日本フォークダンス連盟創立35周年記念・第11回全国大会（東京）に出演
平成6年	第1回郡上おどり in 青山開催（於東京都港区）
	まつりインハワイ（ハワイ州）に出演
	平安建都1200年記念京都まつりで郡上おどりを披露
平成7年	ロシア連邦草の根交流（ロシア連邦3カ国4都市）

平成 8 年	財団法人地域伝統芸能活用センターから第 4 回地域伝統芸能大賞受賞 文化庁芸術祭アジアアートフェスティバル（国立劇場）に出演 第 5 回地域伝統芸能全国フェスティバル島根（松江市）に出演
平成 9 年	全国スポレク祭（スポーツレクリエーション祭）沖縄に出演 第 6 回地域伝統芸能全国フェスティバル岐阜（高山市）に出演
平成 10 年	第 13 回国民文化祭' 98 大分に出演 天皇陛下御即位 10 年をお祝いする国民祭典に出演
平成 11 年	関ヶ原の合戦 400 年祭（大垣市）に出演
平成 12 年	第 3 回地域伝統芸能まつり（東京 NHK ホール）に出演
平成 15 年	伊勢神宮奉納神嘗祭パレード（伊勢市）に初出演
平成 16 年	東海上陸自動車道 4 車線化完成式典（岐阜市）で郡上おどり披露 愛知万博・愛地球博に出演
平成 19 年	北京国際旅游文化節（北京）で郡上おどり披露 国民文化祭とくしま 2007 に出演
平成 20 年	第 1 回郡上おどり in 京都開催 日加修好 80 周年記念事業「郡上おどり in トロント（カナダ・トロント）」で公演
平成 21 年	天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典に出演
平成 22 年	第 25 回国民文化祭おかやま 2010 に出演 ぎふ清流国体・ぎふ清流大会開会式出演
平成 23 年	東日本大震災被災者慰問・郡上藩凌霜隊顕彰郡上おどり（那須塩原市・会津若松市）開催 郡上おどり in 刈谷（刈谷ハイウェイオアシス）で公演
平成 24 年	国民体育大会「ぎふ清流国体」開会式で郡上おどり披露 四大踊り夜会（秋田県雄勝郡羽後町）出演
平成 25 年	郡上おどり in 台湾（台中）で公演
平成 27 年	第 21 回ホノルルフェスティバル（ハワイ州）に出演
平成 28 年	日本橋・京橋まつり（東京）に出演
令和 2 年	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常開催しているおどりを 2 年間中止してライブ配信を実施
令和 3 年	2020 東京オリンピック閉会式で、郡上おどりを映像で紹介
令和 5 年	郡上おどり in トロントを開催し、徹夜おどり会場と同時ライブ配信実施

## （２）おどりの活性化と担い手育成

### ＜おどりの活性化の取組＞

昭和 57 年に保存会は、音頭取りによりいくつものおどりの輪を形成していた昔の風情を伝えることを目的に、「昔をどりの夕べ」を開催しました。平成 8 年には、有志により「昔をどりの夕べ」が継承され、今日まで続いています。

平成 22 年からは、郡上おどり来場者への感謝と応援の気持ちに伝えるため有志による郡上おどり皆勤賞を開始しています。

令和元年には、新元号制定を迎えて市民が主体となった郡上おどりを徹夜で開催し、地域住民や多くの郡上おどり愛好者とともに新しい時代を祝うことを目的として、新元号／徹夜で祝う郡上おどり実行委員会が「祝平成から令和 徹夜で祝う郡上おどり」を開催し、全国放送で生中継されるなど多くのおどり客で賑わいました。



【昔をどりの夕べ】

令和 2 年以降は、新型コロナウイルス感染症対策により、おどりファンが安心して安全な環境でおどりを開催することを重視し、令和 2 年及び令和 3 年はおどりの開催を中止してオンラインによる SNS を利用したライブ配信を行いました。令和 4 年は開催日程や時間などの内容を

一部変更して白鳥おどり・白鳥の拝殿踊りとともに3年ぶりにおどりを開催しました。同年、保存会が創立100周年を迎え、記念式典や各種行事の開催、おどりの保存活用のため計画策定に向けた検討を開始しました。

### <担い手育成の取組>

昭和62年、後継者育成を目的として小中学生や高校生を対象にした「ジュニアクラブ」が結成されました。ジュニアクラブのメンバーは、保存会が演奏する前の前座として屋形に上がり、日ごろの練習の成果を披露しています。平成6年には、生涯学習を目的として「おはやしクラブ」が結成され、前座出演やその他近隣の市町村の夏祭り等の依頼により活動の場を広げています。

平成15年からは、市内の小中学生及び高校生の有志が集い、日ごろの成果の発表や演奏技術の伝承のため、子どもおどりの夕べ実行委員会による「子どもおどりの夕べ」を開催しています。また、平成24年に、伝統文化の継承に向けた後継者育成を目的として「小中学生郡上おどり発表会」を開始し、さらに、市内小中学生を対象にして「マイ下駄づくり」の授業を行い、作成した下駄を履いて踊り会場に訪れてもらうための取り組みを行っています。また、八幡中学校では、夏季に「ゆかたDAY」を開催し地元の方々の協力による浴衣の着付けや旧庁舎記念館前での踊りを開催しています。

また、新たな取組として八幡小学校の3年生を対象に、おどりの囃子方、特に唄い手の育成と「郡上おどり」を身近に感じながら郷土愛を醸成することを目的として日本舞踊五大流派の1つである西川流による民謡指導者が中心になり、保存会やおはやしクラブなど関係者と連携しながら民謡指導を開始しています。



【マイ下駄づくりの様子】

### 【近年のおどりの地域活性化と担い手育成活動】

昭和30年	「古調郡上踊」として郡上おどり9種目が八幡町無形文化財に指定
昭和33年	「古調郡上踊」として郡上おどり9種目が岐阜県重要無形民俗文化財に指定
昭和44年	郡上おどり運営委員会設置
昭和48年	「古調郡上踊」として郡上おどり9種目が国選択芸能として無形文化財に指定
昭和56年	郡上おどり保存会青年部結成
昭和62年	郡上おどり保存会ジュニアクラブ結成
平成元年	第1回郡上おどり競演会開催
平成3年	郡上おどり400年祭開催
平成6年	八幡町内全9地区でおはやしクラブ結成
平成8年	郡上おどり10種目が国重要無形民俗文化財に指定 有志による第1回昔をどりの夕べ開催 東海北陸自動車道郡上八幡インター開通を記念し郡上おどりを披露
平成15年	第1回子どもおどりの夕べ開催
平成20年	東海北陸自動車道全線開通記念式典(郡上市)で郡上おどり披露
平成29年	白山開山1300年祭「日本三大盆踊り in 郡上2017」に出演
平成31年	民俗芸能「風流」のユネスコ無形文化遺産登録を関係団体とともに文化庁へ要望
令和元年	「祝平成から令和 徹夜で祝う郡上おどり」開催
令和4年	郡上おどり保存会100周年記念式典開催 「郡上おどり・寒水の掛踊」を含む全国41の風流踊がユネスコ無形文化遺産に登録 新型コロナウイルス感染症対策のため内容を変更して3年ぶりに郡上おどり開催
令和5年	郡上おどりを4年ぶりに通常日程で開催 西川流による八幡小学校民謡指導開始



### (3) おどり会場の環境整備

安全安心な踊り運営を実施するため、平成 23 年に警察署との連携により県暴力団排除の条例化に伴う対策として露店の身元確認等による対応を行っています。また、東日本大震災後の節電対策として屋形や会場内に設置する照明器具を LED 電球にするなど環境に配慮した取組を実施しています。

平成 26 年度には、大規模イベントでの火災予防対策のため、新たに徹夜おどり期間において火災予防上必要な業務に関する計画を作成しています。平成 27 年からは、徹夜おどり開催地区と開催継続に向けての協議を行い、8 月 13 日の徹夜おどり運営を運営委員会で実施することを決定しました。

令和 4 年には、新型コロナウイルス感染症対策においておどり客の間隔を確保するため、会場の拡大など市民の皆様の理解と協力を得ながら開催しました。令和 5 年には、4 年ぶりにコロナ禍前の通常日程で踊りを開催し、ユネスコ無形文化遺産登録等による例年以上の来場者に対応するため雑踏対策など関係団体の出役協力を得ながら踊り運営を行いました。

## 2. 保存活用に向けた課題

### (1) 地元住民のおどり離れと担い手不足

郡上おどりは、市内各地の伝統的な文化、芸能と同様に、祭礼や縁日おどりなど地区の伝統行事として継承され、コミュニティ形成の場に位置付けられています。一方で少子高齢化やライフスタイルの変化等に伴う住民意識の低下（踊りの歴史的経緯や文化的価値に関する認識の希薄化）によるおどり離れや、技術を身に付けた人材の減少等によるお囃子などの技能継承などが困難になっており将来の担い手不足が懸念されています。

そのため、今後、地域住民が祭礼やおどりに誇りや生きがいを感じることができるような対策や、将来の担い手づくりに向けた郡上の子どもたちが本物に触れる機会や参加・交流の場づくりが期待されています。

### (2) 郡上おどり保存会の会員数の減少

保存会員は昭和 60 年をピークに年々減少しており、かつ会員の高齢化による担い手への技術継承、保存会の組織内部に関する課題が顕在化してきました。令和 4 年に保存会員を対象にしたアンケート調査結果によると、保存会員の技術向上や会員報酬、会員の満足度向上、新規入会促進、外部への情報発信などの取組が求められており、保存会員以外の関係者からも同様の意見が提案されています。

これらの課題を解消するため、運営委員会との連携や保存会の組織強化、活動の情報公開による関係団体やおどり愛好者への理解と協力が期待されています。

### (3) おどり運営者の負担の増加

地区住民の少子高齢化により、おどりを運営する関係者にも大きな負担が生じています。現在、郡上おどりの運営は運営委員会及びおどり開催地区で行っていますが、その活動の内容は従来のまま変わっておらず、おどり開催時の負担の増加が、地区住民の中でも特に若い世代が地域活動から離れていく原因の一つとして考えられます。

そのため、持続可能なおどり運営を実現するため、地区の伝統や文化を守りながら効率的な地域活動への切り替えを支援するとともに、新たな担い手として郡上おどり愛好者の協力が期待されています。これらの取組を、迅速かつ効果的に進めるため行政だけでなく関係団体が一丸となって推進することが求められています。

### (4) 来場者の増加と受入れ体制強化

郡上おどりがユネスコ無形文化遺産「風流踊」の一つとして登録されたことにより、今後、国内はもとより海外からの観光客が増加することが予想されます。郡上おどりを関係者だけでなく地域住民とともに継承していくためには、交通・防災・防犯などより一層の安全安心なおどり開催に向けた受け入れ体制強化のための対策が求められており、おどり会場での来場者にわかりやすい駐車場情報など、受入れ体制やマナー啓発について検討することが必要です。

また、「日本一のおどりのまち郡上」の魅力を発信するため、白鳥おどり・白鳥の拝殿踊りや市内各地の祭礼や踊りと連携した取組が期待されています。さらに、従来から課題になっているおどり屋形の新調や改修については現在使用している屋形（昭和 48 年製造）の状況を確認し、設計や財源等について関係者と協議を進め、方向性を示すことが求められています。

### (5) 祭礼や縁日おどりの調査研究と地区住民への周知

地区で行われる祭礼や縁日おどりの価値について、保存継承とその対策等を明確にするための調査研究が、必ずしも十分とはいえない状況にあります。また、情報発信という観点では、調査結果の情報が地元住民や市内関係者に十分には周知、フィードバックされておらず、今後、地区の貴重な財産を再発見しながら、継承している活動をいかにして記録・発信していくかが課題であり、今後のさまざまな対応が求められています。

## 第3章 保存・活用の方針

### 1. 目指す姿

多くの人々が様々な取組に参加することで  
そこに関わる人々が「誇り」や「生きがい」をもてる  
郡上おどりの実現

### 2. 保存・活用に関する方針

郡上おどりの活用に向けた方針を具体的に実行するため、以下の5つの方針を掲げます。

なお、保存活動については、郡上おどりを含む郡上市内の歴史文化の保存を目的として郡上市教育委員会において「郡上市文化財保存活用地域計画」の策定協議が進められているため（令和6年度予定）、この計画策定後に取組を実施するものとします。

#### 方針 1

##### 将来の担い手を育てる

～子どもたちの知る機会と参加・交流の場づくり～

- 保存会や学校等と連携した担い手育成に関する現在の取組を継続しながら、今後さらに、郡上の子どもたちが本物に触れる機会や参加・交流の場づくりに努めます。
- ふるさと郡上に学び、誇りと愛着をもち、発展を願って地域に貢献する意欲を高める「郡上学」を通じて、次代の担い手となる子どもたちや、生涯学習を目的としたおはやしクラブ等の活動を支援します。
- 郡上おどりの後継者育成を目的としたジュニアクラブの活躍の場づくりや会員の技術向上に向けた支援を行います。

#### 方針 2

##### 保存会を未来につなげる

～保存会の活性化と技能継承～

- お囃子などの技能継承や保存会内部の運営強化に向けて、保存会ではプロジェクトチームを立ち上げ検討を始めています。今後は運営委員会とより一層の連携を図りながら、保存会員の活動意欲の向上や技術向上、若手会員等新たな会員の増加など組織強化に向けた取組を進めます。
- 郡上おどりを支える関係団体やおどり愛好者等に対して積極的に活動状況を情報公開し、保存会活動への理解を深め、安定した活動や組織運営ができるような取組を検討します。

## 方針 3

### 地元のおどり離れを防ぐ

～地元の人への誇り・生きがいとしての郡上おどりの再生～

- 現在、親子が参加しやすい取組、学校教育と連携した取組、地区の縁日を演出する取組など様々な活動やその支援を行っており、今後もこれらの取組を継続して実施し、その効果を検証します。
- 各地区の祭礼や縁日おどりの意義を関係者や愛好者が確認する機会をつくり、郡上おどりの価値を認識し、おどりを開催する地区住民の誇りや生きがいづくりに努めます。
- 縁日ならではの賑わいづくりのため夜店の出店について消防や警察と協議を行いながら、安全安心な会場づくりを推進します。

## 方針 4

### 郡上おどりの運営を皆で支える

～持続可能な運営方法・体制実現～

- おどり開催地区の運営では効率的かつ広範囲の地域活動としてその切り替えを支援していき、新たな担い手づくりとしておどり愛好者等ボランティアの呼びかけを行います。
- おどり運営に貢献する愛好者を公式ファンとして認定し、その活動を応援するクラブ設立に向けた検討を進めます。
- これらの取組を迅速かつ効果的に進めるために、専門スタッフによる事業推進や新たな財源確保が必要になるため、行政だけでなく自治会、商工観光団体及び事業者、保存会、学校、その他団体が一丸となって推進します。

## 方針 5

### おどり愛好者をさらに増やす

～郡上おどりに関する情報発信と受入体制の改善～

- 国内外のおどり客の増加に備え、安全安心なおどり開催に向けて従来から講じている対策を強化し、来場者にわかりやすい踊り会場でのマナー啓発や駐車場確保、その他情報発信など受入れ体制強化に向けた新たな取組を検討し、おどり愛好者の増加に努めます。
- 「日本一のおどりのまち郡上」の魅力を発信するため、市内の祭礼や踊りなどと連携した取組について検討します。また、従来から課題になっているおどり屋形の新調については現在使用している屋形の状況を確認し、設計や財源等について関係者と協議を進めます。

## 第4章 保存・活用に向けた対策・取組

### 1. 対策・取組の体系

方針	対策	取組	実施団体等							
			保存会	おはしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者	学校	自治会	行政	おどり 愛好者
【方針1】 将来の担い手を育てる 子どもたちの知る機会と 参加・交流の場づくり	1-1 学校教育との連携	1-1-1 学校授業等の活用・連携	○	○		○	○	○	◎	
		1-1-2 学校内外のおどり開催支援と交流の場づくり				○	○	○	◎	
	1-2 学びに対する応援と 交流の場づくり	1-2-1 高校生・学生の研究支援と人材交流の促進			○	○	○	○	◎	
		1-2-2 学校、おはしクラブ、ジュニアクラブのおはし道具の整備	○	◎			○		○	
	1-3 おはしクラブの活動促進	1-3-1 おはしクラブやその他おはし団体が活動を発表できる場づくり	○	◎	○	○		○	○	
		1-3-2 おはし講習会の開催	○					○	◎	
	1-4 ジュニアクラブの活動促進	1-4-1 活動の活性化と正調郡上おどりの指導強化	○	◎					○	
【方針2】 保存会を未来につなげる 保存会の活性化と技能継承	2-1 保存会の財政基盤の確立	2-1-1 自主財源の確保	◎		○	○			○	○
		2-1-2 保存会員の金銭負担の軽減と待遇改善	◎							
	2-2 保存会員の技術向上	2-2-1 技量の把握・目標設定とアーカイブの活用	◎						○	
		2-3 保存会の組織力強化	◎		○				○	
	2-3-2 若手会員など新規会員の獲得に向けた情報発信と仕組みづくり	◎		○				○		
【方針3】 地元のおどり離れを防ぐ 地元の人の誇り・生きがいとしての 郡上おどりの再生	3-1 縁日おどりの価値の発信と 魅力づくり	3-1-1 縁日おどりの謂れの伝承と発信	○					◎	○	
		3-1-2 各地区の縁日ならではの魅力づくり						◎	○	
		3-1-3 夜店の出店と安全安心な会場づくり				○		○	◎	
	3-2 市民がおどりに参加しやすい・ 参加したくなる環境づくり	3-2-1 八幡市街地以外の地区のおどり参加促進					○	◎	○	
		3-2-2 親子やおどり愛好者が楽しめる企画づくり	○				○		◎	
		4-1 地区を超えた 運営協力体制づくり	4-1-1 地区や自治会単位での協力体制づくり						◎	○
【方針4】 郡上おどりの運営を皆で支える 持続可能な運営方法・体制実現	4-1 地区を超えた 運営協力体制づくり	4-1-2 商工・観光事業者等の運営参画			◎	○			○	
		4-1-3 ボランティアの活用						○	◎	○
		4-2 郡上おどり愛好者との連携	4-2-1 郡上おどり愛好者が運営に関わる仕組みづくり	○	○	○	○	○	○	◎
	4-2-2 おどり愛好団体等との連携強化		○						◎	○
	4-3 運営委員会の体制強化	4-3-1 運営委員会事務局の強化	○		○	○			◎	
		4-3-2 自主財源の確保	○		○				◎	
	【方針5】 おどり愛好者をさらに増やす 郡上おどりに関する情報発信と 受入体制の改善	5-1 情報収集と発信	5-1-1 情報発信の一元化に関する検討	○		○				◎
5-1-2 郡上のおどりと連携した情報発信			○	○	○			○	◎	
5-2 受け入れ環境の整備・改善		5-2-1 駐車場の確保と情報発信	○		○			○	◎	
		5-2-2 おどり屋形の新調・改修に向けた計画づくり	○		○				◎	
		5-2-3 おどり会場内でのルールづくりとマナー啓発	○	○	○	○	○	○	◎	○

※ 実施団体等：取組を実現するため、具体的な取組を企画立案し、事業を中心的に実施する関係団体  
 ※ ◎：取組に関する企画立案・実施・進捗管理について中心的な関わりをもつ団体  
 ※ ○：取組について中心的に取り組む団体とともに事業推進に貢献する団体






## 2. 対策・取組の内容

### 方針 1

#### 将来の担い手を育てる


～子どもたちの知る機会と参加・交流の場づくり～


対 策	取 組				
1-1 学校教育との連携 	1-1-1	学校授業等の活用・連携			
	内 容	学校等で、郡上おどりの歴史や踊り・おはやし等を正しく指導できるようにするための教材を作成し、継続して学べる環境づくりを進めます。また、現在取り組んでいるおどりに関する授業については、効果を確認しながら継続して推進します。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おどりに関する授業（歴史・踊り・お囃子他）に向けた指導教材の作成</li> <li>・民謡指導授業の実施【継続】、中学生のおどり体験講習の実施【継続】、その他郡上学による学習の実施【継続】</li> <li>・マイ下駄づくり体験の実施【継続】、浴衣着付け体験の実施【継続】</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	1-1-2	学校内外のおどり開催支援と交流の場づくり			
	内 容	「ゆかた DAY（八幡中学校）」、「子どもおどりの夕べ（子どもおどりの夕べ実行委員会）」、「小中学生おどり発表会（教育委員会）」など、小中学生と地区住民との交流を目的とした事業の開催を支援します。また、団体おどりコンクール等において高校生が参加しやすい部門の設置を検討します。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆかた DAY」「子どもおどりの夕べ」「小中学生おどり発表会」等への開催支援【継続】</li> <li>・小中学生・高校生と地区住民との新たな交流事業に関する検討</li> <li>・郡上おどりコンクール高校生の部創設に向けた検討</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者



※ 内 容：取組に至る現状や課題、課題を解消するため、その必要性をまとめて記載しています。

※ 具 体 例：郡上おどり保存活用計画策定委員会やワークショップで提案された取組の具体例です。  
具体例に示した取組だけでなく、協議を通じて別の取組を実施することも可能です。

※ 実施団体等：取組を実現するため、具体的な取組を企画立案し、事業を中心的に実施する関係団体です。

：取組に関する企画立案・実施・進捗管理について中心的な関わりをもつ団体

：取組について中心的に取り組み団体とともに事業推進に貢献する団体

対 策	取 組				
<p>1-2 学びに対する応援と 交流の場づくり</p>  	1-2-1	高校生・学生の研究支援と人材交流の促進			
	内 容	郡上高校では郡上おどりテーマにした修学旅行プランを作成し全国大会「観光甲子園」でグランプリを受賞しました。また、全国の大学生が郡上おどりを題材とした調査・研究を行っています。これらの取組を支援し、研究発表会等を実施することで、おどりを通じた学生同士の交流の機会・場づくりを進めます。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校生が企画した修学旅行企画の受入れ実践支援</li> <li>・ 学生の研究支援や研究発表会の開催等による学生同士の交流の機会・場づくり</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	1-2-2	学校、おはやしクラブ、ジュニアクラブの おはやし道具の整備			
	内 容	学校、おはやしクラブ、ジュニアクラブでは、おはやしで使用する道具を個人で所有しているケースも少なくありません。一方、おはやし道具は高額であり、特に初心者による購入には費用面の負担が大きいため、団体等におけるおはやし道具の所有状況の確認と支援策について検討します。			
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体等が所有するおはやし道具の使用や管理状況に関する調査実施</li> <li>・ 新たに購入するおはやし道具等に対する支援等の検討</li> </ul>				
実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者	
	学校	自治会	行政	おどり愛好者	



対 策	取 組				
<p>1-3 おはやしクラブの 活動促進</p> 	1-3-1	おはやしクラブやその他おはやし団体が 活動を発表できる場づくり			
	内 容	<p>新たにおはやしクラブを結成した団体、おはやし講座受講生、市内小中校生グループなどが練習の成果を披露できる場や機会が少ないことから、日ごろの練習の成果を披露できる行事を創出するとともに、活動団体の会員募集の機会づくりについて検討します。また、おはやしクラブ連合会を中心に、活動を休止しているおはやしクラブの活動再開に向けた支援や、事業所等における新たなおはやしクラブの結成に対する支援方法について検討します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはやしクラブの活動成果発表会（仮称）の開催</li> <li>・おはやしクラブ連合会による地区の担い手育成調査の実施</li> <li>・事業所等におけるおはやしクラブ結成促進に向けた検討</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	1-3-2	おはやし講習会の開催			
	内 容	<p>現在、公民館活動と連携し、主に市内の参加者を対象にしたおはやし講習会を実施しています。このおはやし講習会をおはやし技術の向上だけでなく、保存会、おはやしクラブへの入会を推進する活動として位置付け、事業を継続できるよう必要な支援を実施します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはやし、おどり講習会の実施【継続】</li> <li>・おはやし、おどり講習会の参加者募集と入会促進【継続】</li> </ul>			
実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者	
	学校	自治会	行政	おどり愛好者	
<p>1-4 ジュニアクラブの 活動促進</p> 	1-4-1	活動の活性化と正調郡上おどりの指導強化			
	内 容	<p>ジュニアクラブは郡上おどりの後継者団体として市内外の行事でおはやしを披露しています。保存会の会員数の確保や活動促進に向け、ジュニアクラブに対する支援を継続して実施するとともに、講習会では保存会による正調のおはやしの継続的な指導を推進します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体育成に対する助成金【継続】</li> <li>・ジュニアクラブのお囃子披露の機会づくり【継続】</li> <li>・保存会指導者による継続的な正調郡上おどりの指導【継続】</li> </ul>			
実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者	
	学校	自治会	行政	おどり愛好者	

# 方針 2

## 保存会を未来につなげる

～保存会の活性化と技能継承～



対 策	取 組				
<p>2-1 保存会の財政基盤の 確立</p> 	2-1-1	自主財源の確保			
	内 容	<p>保存会は主に運営委員会からの補助金(謝金等)により活動しており、会員は一部活動について自己負担をしながら技芸の継承に取り組んでいます。そこで活動補助金だけでなく、市内事業所やおどり愛好者等の協力を得ながら自主財源を確保し、組織強化を図れるよう検討します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業所やおどり愛好者からの支援金制度に関する検討</li> <li>・安定した自主財源の確保に向けた事業に関する検討</li> <li>・SNS等を活用した保存会活動の公開・発信</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	2-1-2	保存会員の金銭負担の軽減と待遇改善			
内 容	<p>保存会は規程により会員の出演日ごとに報酬を支払っています。一方で支給された報酬だけでは、日ごろの練習に係る費用や道具の更新に係る費用を賄うことができません。これらの課題を解消するために報酬規程の改正等について検討します。</p>				
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬規程の改正</li> <li>・おはやし道具、浴衣などの必要備品の購入支援</li> </ul>				
実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者	
	学校	自治会	行政	おどり愛好者	
<p>2-2 保存会員の技術向上</p> 	2-2-1	技量の把握・目標設定とアーカイブの活用			
	内 容	<p>郡上おどりを保存継承する上で、保存会員一人一人の技術向上による技芸の継承が期待されています。既存の取組を評価しながらも、保存会員全体の技量が向上することを目的とした新たな取組について検討します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存会員の技術・技量別リストの作成</li> <li>・踊り・おはやしの所作等に関する基本形の動画等での記録</li> <li>・「郡上ぶし競演会」の復活</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
学校		自治会	行政	おどり愛好者	



対 策	取 組				
<p>2-3 保存会の組織力強化</p> 	2-3-1	保存会の役割の明確化			
	内 容	郡上おどりの普及、保存継承を図る上では、他団体の取組を整理しながら、保存会の役割を明確にする必要があります。また、保存会の組織の安定化と、おどり愛好者の声を組織に反映するための関係団体との連携について検討します。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会や他団体との協議による保存継承に向けた活動の明確化</li> <li>・組織内の役割に関する明文化</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	2-3-2	若手会員など新規会員の獲得に向けた 情報発信と仕組みづくり			
	内 容	近年、保存会員が減少しており、これからの保存会を担う若手会員の獲得や育成が急務となっています。そこで、若手会員の入会を促進するための魅力発信や、より入りやすくするための仕組み等について検討します。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存会員による SNS や動画配信等を活用した情報発信</li> <li>・準会員制度の創設（保存継承に貢献する人材の活用）</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者

# 方針 3

## 地元のおどり離れを防ぐ

～地元の人への誇り・生きがいとしての郡上おどりの再生～

対 策	取 組				
<p>3-1 縁日おどりの価値の 発信と魅力づくり</p>  	3-1-1	縁日おどりの謂れの伝承と発信			
	内 容	縁日おどり開催地区には縁日の由来があり、その由来を地区だけでなくおどり愛好者に伝承することで、おどりの価値とその意義を共有することが求められています。伝承方法や発信の仕方について関係者と協議を行い早急な対応を検討・実施します。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おどり開催時における縁日おどりの謂れの紹介【継続】</li> <li>・地区の祭礼の意義を伝える方法や担い手づくりに関する検討</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	3-1-2	各地区の縁日ならではの魅力づくり			
	内 容	縁日の意味や魅力発信のため地区の設えに対する支援を行っていますが、地区住民がその取組に誇りや生きがいを感じることができるような新たな支援策を検討します。また、おどり客が地元の運営者に感謝の意を伝えることができるような取組を検討します。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縁日の設え支援【継続】、新たな支援策に関する検討</li> <li>・地元運営者に感謝の意を伝える取組に関する検討</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	3-1-3	夜店の出店と安全安心な会場づくり			
	内 容	過去のおどり会場では夜店が多数出店する会場もあり、子どもたちが集い、縁日ならではの賑わいがありました。令和2年からは、新型コロナウイルス感染症等の影響により夜店の出店制限により出店数が減少しました。今後、夜店の出店について地区や警察・消防との安全安心な会場づくりに関する協議を行います。			
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街商組合との協議による出店エリアの拡大</li> <li>・消防、警察との協議による防災・緊急時を想定した安全確保【継続】</li> </ul>				
実施団体等	保存会	おはしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者	
	学校	自治会	行政	おどり愛好者	


対 策	取 組				
<p>3-2            保民が参加しやすい・            参加したくなる            環境づくり</p>  	3-2-1	八幡市街地以外の地区のおどり参加促進			
	内 容	八幡市街地以外の在住者は車を利用しておどり会場に参加しています。シャトルバス運行など、市街地以外の在住者が郡上おどりをより参加しやすくなる方法や、郡上おどりを身近に体感できる環境づくりについて検討します。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡と白鳥を結ぶシャトルバスの運行【継続】</li> <li>・学区ごとに開催している夏祭り（郡上おどり）の復活</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	3-2-2	親子やおどり愛好者が楽しめる企画づくり			
	内 容	現在、市内幼稚園、保育園、小中学校を対象とした親子おどりカードの実施や、市内学校と連携したおどり教育により、親子での参加者が年々増加しています。親子での参加を促すような取組を継続して実施するとともに、より参加しやすく、参加したくなるような環境づくりや企画について検討します。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子おどりカードの市内学校への配布【継続】</li> <li>・皆勤賞の実施【継続】</li> <li>・おどり無料講習会の実施【継続】</li> <li>・子育て世代を対象とした郡上おどりに対するニーズ調査の実施</li> </ul>			
実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者	
	学校	自治会	行政	おどり愛好者	





# 方針 4

## 郡上おどりの運営を皆で支える

～持続可能な運営方法・体制実現～

対 策	取 組				
<p>4-1 地区を超えた 運営体制づくり</p>  	4-1-1	地区や自治会単位での協力体制づくり			
	内 容	<p>縁日おどりの運営は地区・自治会単位で行っていますが、少子高齢化等の理由によりその運営が困難な地区があります。おどり開催地区だけでなく、近隣の地区・自治会に協力を依頼し、現在開催しているおどりが継続できるよう協力体制を構築します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おどり開催に関わる地区・自治会への協力依頼</li> <li>・地区や自治会住民を中心とした協力依頼の検討</li> <li>・地区のおどりに関する現状と課題の把握</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	4-1-2	商工・観光事業者等の運営参画			
	内 容	<p>商工会、観光協会の協力のもと、商工・観光事業者への運営に対する協力を依頼します。また、観光に直接関与しない事業者にも、おどりの意義・現状を再認識いただき、新たな参画・協力を依頼します。また、おどり会場内での観光案内（事前情報発信を含む）、緊急時の対応、会場内の見回りなど市民やおどり愛好者が安全で安心しておどりを楽しめるよう協働で実施できる取組を推進します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心なおどり開催に向けて持続可能な体制協議（案内所など）</li> <li>・音響組合の担い手育成に関する検討</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	4-1-3	ボランティアの活用			
	内 容	<p>おどり開催地区を中心とした運営体制を維持しながら、新たな人材としておどり愛好者を中心としたボランティアの活用について検討します。現在、会場清掃、屋形曳きなど既に協力要請している作業はありますが、その他必要な作業についても検討し、ボランティアの募集から当日の誘導、安全確保までの作業管理を体系化します。</p>			
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元高校生へのボランティア参加の呼びかけ</li> <li>・おどり愛好者への事前告知による募集</li> </ul>				
実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者	
	学校	自治会	行政	おどり愛好者	

対 策	取 組				
<p>4-2 郡上おどり愛好者 との連携</p>  	4-2-1	郡上おどり愛好者が運営に関わる仕組みづくり			
	内 容	<p>全国には多くの郡上おどり愛好者がいます。愛好者の中には自らの近隣地区で開催されるおどりで広報宣伝や運営に協力いただいている方もいます。これらの愛好者は郡上おどりの発展に貢献しており、今後も活躍が期待されることから、「郡上おどりファンクラブ」を設立するなどし、郡上おどり愛好者が運営に関わる仕組みづくりを検討します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おどり愛好者に期待する取組内容に関する検討とその実現の仕組みづくり</li> <li>・郡上おどりファンクラブの設立</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	4-2-2	おどり愛好団体等との連携強化			
	内 容	<p>各地で開催している郡上おどりのイベントでは、全国からおどり愛好団体、おどり愛好者が参加し、交流の輪が広がっています。これらの行事は、会場準備や片付け、イベント告知等で、愛好団体や愛好者から様々な協力を得ながら開催しています。今後、市外イベントや保存会出張公演等における愛好団体や愛好者の関わりについて整理し、行事の効率的な運営体制の構築について検討します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おどり愛好団体等が開催するおどりイベントの推進</li> <li>・おどり愛好団体等の協力により運営している事業への支援</li> <li>・おどり愛好団体等との今後の連携強化に向けた方針に関する協議</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者



対 策	取 組				
<p>4-3 運営委員会の体制強化</p>  	4-3-1	運営委員会事務局の強化			
	内 容	<p>現在、運営委員会の事務局は観光課職員で行っていますが、職員の人事異動等によりその運営が不安定な状況です。そこで、関係地区との連携や運営のノウハウの蓄積、効率的なおどりの開催のためおどり事務局専任職員や各団体との役割分担について検討します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務員の専門化の検討</li> <li>・ 運営全般に係る各団体との役割分担の検討</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	4-3-2	自主財源の確保			
	内 容	<p>郡上おどり運営には、多額の公費が投入されていますが、昨今の財政状況から先行きを見通すことが難しいのが現状です。そのため、安定したおどり運営を実現するため、参加者や事業者からの支援金等を活用した運営方法について検討します。特に屋形の修繕（新調）など多額の費用が必要になる施設整備が今後予定されており、これら事業の実現に向け、おどり愛好者からも資金を募るクラウドファンディングの実施について研究します。</p>			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと納税の活用に関する検討</li> <li>・ おどり参加者等を対象とした支援金制度の検討</li> <li>・ クラウドファンディングの活用検討</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者



# 方針 5

## おどり愛好者をさらに増やす

～郡上おどりに関する情報発信と受入体制の改善～

対 策	取 組				
<b>5-1</b> <b>情報収集と発信</b>  	5-1-1	<b>情報発信の一元化に関する検討</b>			
	内 容	おどりの開催に関する情報は日程だけでなく、駐車場の空車状況や雨天時の開催の有無、更衣室、トイレなど様々な情報が求められます。これらの情報を効率的に収集し、迅速かつ一元的に発信できる方法について検討します。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おどりに関する情報収集の効率化の検討</li> <li>・情報発信媒体と迅速かつ効果的な発信方法に関する検討</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	5-1-2	<b>郡上のおどりと連携した情報発信</b>			
内 容	「風流踊」のユネスコ無形文化遺産登録を受け、国内外の観光客に向けて郡上のおどり（郡上おどり、白鳥おどり、白鳥の拝殿踊り）をわかりやすく情報発信するため、他のおどりと連携した情報発信の取組について検討します。				
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郡上のおどりととの連携のあり方に関する検討</li> <li>・「(仮称) 郡上のおどり会館」等の整備に関する検討</li> </ul>				
実施団体等	保存会	おはやしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者	
	学校	自治会	行政	おどり愛好者	

### ◇「風流踊」のユネスコ無形文化遺産登録

郡上おどりと寒水の掛踊を含む 24 都府県 41 件の民俗芸能「風流踊」が令和 4 年 11 月 30 日にユネスコ無形文化遺産に登録されました。このことは、無形の文化の多様性を認知し、相互に尊重する考えが世界中に広まるきっかけとして、これらのおどりが認められたこととなります。

#### ■ユネスコ無形文化遺産に登録された「風流踊」一覧

岩手県	①永井の大念仏剣舞（盛岡市）	岐阜県	⑥郡上踊（郡上市）	岡山県	⑳白石踊（笠岡市）
	②鬼剣舞（北上市、奥州市）		⑦寒水の掛踊（郡上市）		㉑大宮踊（真庭市）
秋田県	③西馬音内の盆踊（羽後町）	静岡県	⑧徳山の盆踊（川根本町）	徳島県	㉒西祖谷の神代踊（三好市）
	④毛馬内の盆踊（鹿角市）		⑨有東木の盆踊（静岡市）		㉓綾子踊（まんのう町）
東京都	⑤小河内の鹿島踊（奥多摩町）	愛知県	⑩綾渡の夜念仏と盆踊（豊田市）	香川県	㉔滝宮の念仏踊（綾川町）
	⑥新島の大踊（新島村）	三重県	⑪勝手神社の神事踊（伊賀市）	福岡県	㉕感応楽（豊前市）
	⑦下平井の鳳凰の舞（日の出町）		⑫近江湖南のサンヤレ踊り（草津市、栗東市）		⑯平戸のジャンガラ（平戸市）
神奈川県	⑧チャッキラコ（三浦市）	滋賀県	⑬近江のケンケト祭り長刀振り（守山市、甲賀市、東近江市、竜王町）	長崎県	⑰大村の沖田踊・黒丸踊（大村市）
	⑨山北のお峰入り（山北町）		⑭京都の六斎念仏（京都市）		⑱対馬の盆踊（対馬市）
新潟県	⑩綾子舞（柏崎市）	京都府	⑮やすらい花（京都市）	熊本県	㉖野原八幡宮風流（荒尾市）
	⑪大の阪（魚沼市）		⑯久多の花笠踊（京都市）	大分県	㉗吉弘楽（国東市）
山梨県	⑫無生野の大念仏（上野原市）	兵庫県	⑰阿万の風流大踊小踊（南あわじ市）	宮崎県	㉘五ヶ瀬の荒踊（五ヶ瀬町）
長野県	⑬新野の盆踊（阿南町）	奈良県	⑱十津川の大踊（十津川村）		
	⑭和合の念仏踊（阿南町）	島根県	⑲津和野弥栄神社の鷺舞（津和野町）		

対 策	取 組				
5-2 受け入れ環境の 整備・改善  	5-2-1	駐車場の確保と情報発信			
	内 容	混雑が予想されるおどり開催日は、臨時駐車場を確保し、来場者への情報発信を行うことで、市街地の交通渋滞緩和を図るとともに、おどり客に安心して参加してもらえるような体制づくりについて検討します。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑が予想される開催日の駐車場の確保</li> <li>・混雑状況がわかるリアルタイムな情報発信</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	5-2-2	おどり屋形の新調・改修に向けた計画づくり			
	内 容	現在使用している屋形は製造から50年以上が経過しているため老朽化が進んでおり、各箇所修繕が必要な状況です。そのため屋形の定期点検を行うとともに、必要に応じて新調に向けた調査・計画・設計等の検討作業を進めます。屋形の点検により新調する必要性が生じた場合、おどり開催に支障が生じないように、工期や工法を確認しながら速やかに製造することが求められます。一方、屋形を製造できる市内大工が減少しているため匠の技を継承できる人材を確保することが求められます。			
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋形の点検、修繕箇所の把握</li> <li>・屋形の設計図面の作成</li> <li>・屋形を新調する場合の事業費とその財源に関する検討</li> </ul>			
	実施団体等	保存会	おはしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者
		学校	自治会	行政	おどり愛好者
	5-2-3	おどり会場内でのルールづくりとマナー啓発			
	内 容	近年、おどり会場ではおどり客が傘をもって踊る、おどり会場内や住宅の敷地内における持参したイスの設置、おどり会場付近に設置されているトイレを利用しないなど、マナーの悪化が目立っています。今後、市民や踊り客の安全・安心なおどりを実現するために最低限のマナーの順守について周知します。			
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おどり会場でのマナー・ルール等の取りまとめ</li> <li>・マナー啓発方法に関する検討・実施</li> </ul>				
実施団体等	保存会	おはしクラブ ジュニアクラブ	観光協会 商工会	事業者	
	学校	自治会	行政	おどり愛好者	

### 1. 郡上おどり運営委員会の役割

本章では、第4章で示した計画期間に実施する事業を実際に推進していくための運営・体制を示します。まずは、本計画作成事業者の主体である郡上おどり運営委員会の役割を示します。

運営委員会の目的は、国重要無形民俗文化財「郡上踊」の保存・継承と、市民協働のもとに実施される郡上おどりを円滑に行い、主な事業として、おどりの保存・継承及び宣伝普及、円滑な運営、おどりの開催に係る関係団体等との連絡調整に関することとされています。

本計画の目的は、顕在化してきた課題を整理して、その課題を解消するため将来に向けた方針やその対策・取組を進めるため運営委員会を中心に以下の活動を推進します。

#### (1) 保存活用計画に位置付けた事業の進捗管理

本計画では、関係団体が連携して、その主体となる団体が中心になり事業を実施します。そのため、各事業の進捗状況に関する協議やその管理を行います

#### (2) 保存活用計画の見直し

5年ごとに本計画を見直し、事業の進捗状況に応じて本計画の変更を行います。また、取組の進捗に応じて、総務委員会の承認により計画期間を待たずに事業や取組の新設や修正を行うことができるものとします。

## 2. 各組織の役割

国重要無形民俗文化財「郡上踊」の保存継承を行う運営委員会の構成団体は本計画の推進組織として位置付け、その組織の特性や得意分野を活かしながら、互いに連携して保存活用計画の実現に向けた事業協議及びその取り組みを実施します。ただし、必要に応じて役割に位置付けられていない事業についても関係団体と連携して行うこととします。

組 織	主な役割
郡上おどり保存会	郡上おどりの運営、保存会の運営、保存、技術継承、普及啓発
郡上八幡観光協会 (一財) 郡上八幡産業振興公社	郡上おどりの運営、普及啓発
郡上市商工会八幡支部 郡上市商工会青年部 郡上市商工会女性部 八幡連合女性の会	郡上おどりの運営協力、普及啓発
郡上市自治会連合会八幡支部・ 徹夜おどり会場地区	郡上おどりの運営及び支援、普及啓発
郡上八幡おはやしクラブ連合会 (一社) 郡上市観光連盟	郡上おどりの運営協力、技術継承、普及啓発 郡上おどりの普及啓発
郡上市消防団八幡方面隊	郡上おどり期間中の防災、急病人対応
郡上市小中学校長会 郡上市 PTA 連合会八幡ブロック	郡上おどりの技術継承、普及啓発
郡上市青少年育成推進員会八幡支部	青少年の防犯
郡上八幡文化協会	郡上おどりの保存、普及啓発
郡上おどり放送設備関係団体	郡上おどりの運営
行政（郡上市商工観光部、郡上市総務部、 郡上市教育委員会社会教育課）	郡上おどりの運営、保存、技術継承、普及啓発、 各種団体との連絡調整

## 3. 地域住民等との連携

郡上おどりの保存継承と活用については、地域住民等とも市民一人一人も、重要な役割をもちます。市民が担う役割については、必ずしも特別なことが求められているものではなく、まずは郡上おどりに参加し、考え、行動するという順で役割を担うことが大切です。市民がおどり会場に足を運ぶ、地区の祭礼に参加するなど「今できること」を積み重ねられるよう、運営委員会が中心となってその環境づくりを進めていく必要があります。

## 4. 計画の推進体制

取組ごとに事業主体（実施団体等が◎の団体）が中心になり協議を進めます。事業主体は各事業プロジェクトの実施に向けて関係者（実施団体等が○の団体）や市民の皆さんに参画・協力を依頼してプロジェクトチーム（以下「チーム」という）を形成します。

計画の具体的な取組についてはチームが企画立案、実施、進捗管理を行います。その取組を運営委員会内の総務委員会に進捗報告し、その評価に基づき事業の継続や改善の助言を行います。総務委員会は運営委員会に報告を行い、運営委員会では計画全体の進捗確認や計画自体の見直しを行います。

郡上おどりの保存活用の目的を実現するため、以下の体制図により取組を推進します。

